

介護保険法の改正等に伴う県の条例の一部改正について

地域福祉課
平成 28 年 3 月

1 要 旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、介護保険法の一部が改正され、従前の通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満（定員 19 人未満）のものについては、事業者の指定を市町村が行う地域密着型サービスに移行するため平成 28 年 4 月 1 日付けで関係する県の条例の改正を行う。

2 介護保険法一部改正の概要

介護保険法の一部改正により、通所介護のうち利用定員が 19 名未満の**小規模型通所介護事業所**は、少人数のため生活圏域に密着したサービスであり、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、平成 28 年 4 月 1 日より、新たに**地域密着型通所介護事業所**として市町村が指定する地域密着型サービスに位置づけられることとなった。

《小規模型通所介護の移行について》

現 行

改正後

都道府県指定	大規模型通所介護 【前年度 1 月当たり平均利用延人員数：750 人超】	⇒	大規模型通所介護	都道府県指定
	通常規模型通所介護 【前年度 1 月当たり平均利用延人員数：300 人超】	⇒	通常規模型通所介護	
	小規模型通所介護 【前年度 1 月当たり平均利用延人員数：300 人以内】 ※300 人以内 ⇒ 定員 18 名×3/4（通常の 7H サービスの場合）×22 日	⇒	地域密着型通所介護	市町村指定
市町村指定 認知症対応型通所介護	⇒	認知症対応型通所介護		

※ 事業所規模は現時点の取り扱いを記載。

※ 認知症対応型通所介護とは、市町村が指定する地域密着型サービスであり、認知症の利用者に対して認知症の症状の進行の緩和に資することを目的にサービスを提供している事業所である。

3 主な条例改正の内容

改正条例	主な改正内容
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	・ 小規模通所介護が地域密着型サービスに移行することに伴う指定療養通所介護（定員9名以下）に関する基準に係る規定の削除など。
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	・ 小規模通所介護が市町が行う地域密着型サービスに移行することに伴う地域密着型通所介護に関する規定の追加修正など。
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	・ 小規模通所介護が地域密着型サービスに移行することに伴う関係規定の条項の整理など。

※ 指定療養通所介護とは、難病等を有する重度の要介護者等を対象者として通所介護を提供する事業所であり、利用定員は9人以下と定められている。指定療養通所介護も小規模通所介護であるため、今回の制度改正により地域密着型サービスに移行する。

4 条例の施行日

平成28年4月1日